

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年8月3日
事業者の氏名又は名称	株式会社四国物流サービス(法人番号3470001008587)(代表者 沼田稔)
事業者の所在地	香川県丸亀市綾歌町岡田上2811-1
営業所の名称	徳島営業所
営業所の所在地	徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓86
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和3年6月4日及び同年同月28日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(6)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年8月5日
事業者の氏名又は名称	オー・ティー産業有限会社(法人番号2480002007613)(代表者 小川透)
事業者の所在地	徳島県小松島市櫛淵町字小松67-4
営業所の名称	美馬営業所
営業所の所在地	徳島県美馬市脇町野村字庚申東北4422-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
違反行為の概要	<p>令和3年2月12日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)過積載による運送の引き受けを行っていたこと(貨物自動車運送事業法第17条第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年8月6日
事業者の氏名又は名称	企業組合ライフ・ワーク(法人番号5480005000892)(代表者 丸岡昭)
事業者の所在地	徳島県徳島市幸町3-3-7
営業所の名称	高松営業所
営業所の所在地	香川県丸亀市綾歌町富熊字次見1397-57
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号、第4項、第24条の4
違反行為の概要	<p>令和3年5月14日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)</p> <p>(2)貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力を確保していなかったこと(施行規則第14条第3号)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(4)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(6)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)運行管理者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第22条)</p>
当該違反点数(営業所)	10点
違反点数(事業者)	10点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年8月12日
事業者の氏名又は名称	株式会社彰栄(法人番号3470001016755)(代表者 高見雅之)
事業者の所在地	香川県丸亀市飯野町東分2557-7
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県丸亀市飯野町東二333-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項、第24条の3
違反行為の概要	<p>令和3年3月3日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)輸送の安全にかかわる情報を公表していなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第2条の8) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項) (3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (5)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (6)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項) (7)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (8)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年8月23日
事業者の氏名又は名称	加茂谷運送株式会社(法人番号3480001006623)(代表者 谷真澄)
事業者の所在地	徳島県阿南市楠根町津越182
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県阿南市楠根町津越182
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和3年3月29日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転並びに休日労働の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間及び休日労働の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年8月23日
事業者の氏名又は名称	川島運送有限会社(法人番号8480002009059)(代表者 佐藤浩)
事業者の所在地	徳島県吉野川市川島町三ツ島字北新田570-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県吉野川市川島町三ツ島字北新田570-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項、第4項、第24条の3、4
違反行為の概要	<p>令和3年4月23日及び同年5月17日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)過積載による運送の引き受けを行っていたこと(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (2)貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力を確保していなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号) (3)輸送の安全にかかわる情報を公表していなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第2条の8) (4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (6)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	7点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。